

伊 監 第 166 号  
令和元年 11 月 12 日  
(2019 年)

様

伊丹市監査委員 寺田 茂晴

伊丹市監査委員 高塚 伴子

### 監査結果報告に対する措置通知報告について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づく定期監査結果報告に対し、同条第 12 項の規定により講じた措置の通知がありましたので、次のとおり報告します。

#### 記

1 監査の種別

定期監査

(地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査)

2 監査の対象部局

財政基盤部 財政企画室	財政企画課、経営企画課
市民自治部 まちづくり室	消費生活センター
環境政策室	ごみ減量・資源化担当、環境保全課、 公園課、みどり自然課
ボートレース事業局	総務課、事業課

3 措置を講じた部局

市民自治部 まちづくり室	消費生活センター
環境政策室	公園課、みどり自然課
ボートレース事業局	総務課

4 監査の期間

令和元年(2019年)8月14日～令和元年(2019年)10月16日

5 監査結果提出日

令和元年(2019年)11月1日

6 措置の内容

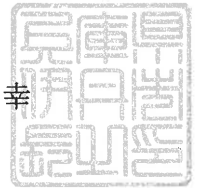
別紙令和元年(2019年)11月8日付け伊市まま第901号、令和元年(2019年)11月5日付け伊ボート総第137号の回答文書のとおりです。

伊市まま第901号  
令和元年11月8日  
(2019年)

伊丹市監査委員 寺田 茂晴 様

伊丹市監査委員 高塚 伴子 様

伊丹市長 藤原 保幸



### 監査結果報告に対する措置について

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第12項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

#### 記

#### 1 監査の対象部局

市民自治部 まちづくり室 消費生活センター  
環境政策室 ごみ減量・資源化担当、環境保全課、公園課、  
みどり自然課

#### 2 措置を講じた部局

市民自治部 まちづくり室 消費生活センター  
環境政策室 公園課、みどり自然課

#### 3 監査の種別

定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査）

#### 4 監査の期間

令和元年(2019年)8月14日～令和元年(2019年)10月16日

#### 5 措置の内容

別紙のとおり



## 監査結果に対する措置について

市民自治部 まちづくり室 消費生活センター

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p><b>1 支出事務について</b></p> <p><b>(1) 週休日の振替簿、超過勤務命令伺書への記入について</b></p> <p>消費生活センターの平成 31 年 4 月から令和元年 7 月までの超過勤務命令伺書 36 件を確認したところ、週休日の勤務を振替える際、振替簿への記入がないものが 1 件、超過勤務命令伺書への記入を誤っているものが 4 件あり、うち 1 件については精算が必要でした。</p> <p>再度確認の上、精算処理を行うとともに、集計事務のチェック体制の見直しを行い、今後は適切な事務処理を行ってください。</p>	<p>精算が必要なものについては、速やかに精算処理を行います。</p> <p>今後は、超過勤務命令及び週休日等の振替について、庶務事務システムの適正な運用を図り、適切な事務処理に努めます。</p>

## 監査結果に対する措置について

市民自治部 環境政策室 公園課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p><b>1 収入事務について</b></p> <p><b>(1) 駐車料金の減免について</b></p> <p>昆陽池公園、荒牧バラ公園及び大阪国際空港周辺緑地の駐車料金徴収事務を公益社団法人伊丹市シルバー人材センターに委託しています。駐車料金の減免については、受託者が、減免申請書を受け付け、減免後の駐車料金の徴収を行った後、市へ送付され、公園課において減免を決定する決裁が行われています。</p> <p>当該決裁を確認したところ、減免申請書に申請者による申請理由は記載されているものの、どの要件で減免したのかが不明確な状態でした。受託者が受け付けた減免申請書について、減免根拠を明らかにし、減免事務が適正に行われるよう、事務の改善を図ってください。</p> <p><b>(2) 駐車料金の減免要件について</b></p> <p>昆陽池公園、荒牧バラ公園及び大阪国際空港周辺緑地の駐車料金を減免できる要件については、伊丹市都市公園条例施行規則第13条第2項に定められており、その第3号は、「市またはその機関の事務事業等に関する自動車で、市長が特に必要と認めるもの」と規定されています。伊丹市事務分掌規則によると、「収入の減免申請の処理の承認または決定」について「条例、規則等で減免基準が定められているもののうち個別の判断を要するもの」は部長の専決事項となっています。よって第3号を根拠とする場合は、部長の決裁が必要ですが、室長または課長の専決事項として減免の決定を行って</p>	<p>駐車料金の減免の報告を受けた決裁では減免根拠を明らかにし、減免事務が適正に行われるよう事務を改善してまいります。</p> <p>駐車料金の減免要件について、公園使用料等の減免処理基準を見直し、減免要件を明文化いたします。</p>

監査結果に対する措置について

市民自治部 環境政策室 公園課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>ました。</p> <p>公園課によると、第3号にあてはまる事項として、①市職員の事務事業、②学校園の遠足等、③国・県・他市からの視察、④みどり自然課による生き物調査が該当するとのことですが、要件を明文化したものがないため、室長または課長の専決事項とする根拠が不明確な状態となっています。</p> <p>必要な決裁権者まで決裁を受け、適正に手続を行ってください。なお、必要に応じて、減免処理に関する基準を定める等、減免手続のよりどころとなる根拠の明文化を検討してください。</p> <p><b>(3) 収入事務受託者の駐車料金の金融機関への払い込みについて</b></p> <p>公益社団法人伊丹市シルバー人材センターに委託している昆陽池公園及び荒牧バラ公園の駐車料金の徴収事務については、徴収事務委託仕様書によると、徴収した駐車料金を金融機関へ払い込む期日を3日以内（その日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日）とし、納付書により指定金融機関等に払い込む旨が定められています。また、伊丹市会計規則第24条第3項には、「収入事務受託者は、契約の定めるところにより歳入を徴収し、又は収納し、これを委託収納金払込書により指定金融機関等に払い込まなければならない」と規定されています。平成31年4月から令和元年7月までの収納状況を確認したところ、徴収した駐車料</p>	<p>委託先のシルバー人材センターと徴収事務委託仕様書のとおり、適切に事務を行うよう指導してまいります。</p>

## 監査結果に対する措置について

市民自治部 環境政策室 公園課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>金を4日分まとめて5日目に金融機関へ払い込む処理が常態化していました。</p> <p>徴収事務委託仕様書と実務の乖離を改め、適切に事務を行ってください。その際には、払い込みにかかる手間やコストと徴収金保管のリスク等の観点から、現状の収納期間が適切であるかについても再検討してください。</p> <p><b>2 支出事務について</b></p> <p><b>(1) 兵庫県都市公園整備促進協議会負担金の執行について</b></p> <p>過去の定期監査等において、兵庫県都市公園整備促進協議会の収支状況について、翌年度繰越金が年間の支出総額を上回っているため、当該促進協議会の活動のあり方や負担すべき金額の適正化等について協議検討するよう指摘を行っていました。</p> <p>その後、当該促進協議会において、機会あるごとに協議検討されているとのことですが、平成30年度決算を確認したところ、いまだ翌年度繰越額が支出総額を上回っている状況となっています。</p> <p>会員市としてこのような現状の解消に向け、同促進協議会に今後の事業運営や負担金の見直しについて提案するなど、適切な対応に取り組んでください。</p>	<p>平成31年度、前年度の明石市から引継ぎを受け、当市が会長市となり、今年度は一般会計の収入400,000円に対し、支出見込は395,946円、また基金会計の収入0円に対し、支出見込は100,000円となっております。</p> <p>よって、支出見込総額は、今年度、収入見込総額を95,946円上回る状況にあります。</p> <p>2年目の次年度においても、これまで累積した繰越金の適正執行のため、今年度と同様に総会で承認いただいた事業へ、基金会計から一定額の支出を予定しております。</p> <p>会長市として、今後とも累積した繰越金を毎年度適正に執行するべく、令和3年度の会長市町にも責任をもって引き継いでまいります。</p>

## 監査結果に対する措置について

市民自治部 環境政策室 公園課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p><b>3 財産管理について</b></p> <p><b>(1) 任意団体の会計事務における立替払いについて</b></p> <p>兵庫県都市公園整備促進協議会の事務局は、会員各市が2カ年ごとに持ち回り、担当しています。平成31年度、令和2年度については伊丹市が担っており、公園課の職員が会計事務を行っています。平成31年4月から令和元年7月までの出納状況を確認したところ、職員の私費による立替払いが18件中4件ありました。</p> <p>立替払いは、事故やミスが生じるリスクが高いため、公金では認められていません。任意団体の会計事務は、市職員が職務として行う場合は、公金と同様に適正に行わなければなりません。職員による立替払いを行わなくて済むよう事務を改善してください。</p>	<p>今後は事前に小口現金を用意するなど、職員による立替払いを行わないよう事務を改善してまいります。</p>

監査結果に対する措置について

市民自治部 環境政策室 みどり自然課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p><b>1 支出事務について</b></p> <p><b>(1) 伊丹市市民緑化助成金（緑化団体助成金）について</b></p> <p>伊丹市市民緑化助成金のうち緑化団体助成金については、伊丹市市民緑化助成金交付要綱第3条第2項において、「1 団体あたり年額30,000円を限度とする」と規定されています。</p> <p>当該助成金は、公共施設の緑化に関する維持管理作業を実践する団体等に対し助成することを目的としているものの、花壇等1カ所あたりとの解釈で運用されており、同じ団体へ2カ所分の助成が行われているものが複数見受けられました。</p> <p>要綱と実務がかい離している状態を改善し、適切な事務を行ってください。</p> <p><b>(2) 伊丹市市民緑化助成金（コミュニティ花壇助成金）について</b></p> <p>伊丹市市民緑化助成金のうちコミュニティ花壇助成金については、市民緑化協定に関する要綱第4条第1項第2号において、協定の対象は「公衆の目に触れる場所に設置された専ら特定の者の鑑賞の用に供さない花壇で、面積がおおむね20㎡以上のものを管理運営できる者」と規定され、分割の基準は定められていません。</p> <p>しかしながら、1カ所の花壇を分割し、協定を締結しているものが複数見受けられました。</p> <p>要綱と実務がかい離している状態を改善し、適切な事務を行ってください。</p>	<p>伊丹市市民緑化助成金のうち緑化団体助成金につきましては、公共施設の緑化に関する維持管理作業を実践する団体等が複数箇所を管理していただく場合、管理区域が大きく、作業も増えるため、箇所ごとに助成を行っています。</p> <p>実務に即すよう要綱の見直しを行い、適切な事務を行うよう努めます。</p> <p>花壇の面積が広く、分割した花壇1箇所あたりの面積が市民緑化協定に関する要綱第4条に該当する場合、市民団体と協議のうえ、分割して協定を結んでいましたが、ご指摘いただいたとおり、分割の基準は要綱に定められておりません。</p> <p>要綱または協定の見直しを行い、適切な事務を行うよう努めます。</p>



## 監査結果に対する措置について

市民自治部 環境政策室 みどり自然課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p><b>2 財産管理について</b></p> <p><b>(1) いたみ緑化フェア実行委員会の会計について</b></p> <p>いたみ緑化フェア実行委員会の事務局をみどり自然課が担い、同課職員により会計事務を行っています。平成31年4月から令和元年7月までの出納状況を確認したところ、調査日において、収支表残高と通帳残高は一致していましたが、22件の支出の内、職員の私金による立替払いが3件ありました。立替払いによる支出は、事故やミスが生じるリスクが高く、公金については行うことができないものです。今後は、職員による立替払いを行わなくて済むように支出手続を見直し、事務を改善してください。</p>	<p>今後は、現金による支出が必要な場合は資金前渡の手続きを行うなど、支出手続きの見直し及びルール化を図り、事務の改善に努めます。</p>

伊ボート総第 137 号  
令和元年 11 月 5 日  
(2019 年)

伊丹市監査委員 寺田 茂晴 様

伊丹市監査委員 高塚 伴子 様

伊丹市長 藤原 保幸



監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 12 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

ボートレース事業局 総務課、事業課

2 措置を講じた部局

ボートレース事業局 総務課

3 監査の種別

定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査）

4 監査の期間

令和元年(2019年) 8 月 14 日～令和元年(2019年) 10 月 16 日

5 措置の内容

別紙のとおり



監査結果に対する措置について

ボートレース事業局 総務課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>1 財産管理について</p> <p>(1) 切手の保管について</p> <p>切手の保管状況を確認したところ、20,817 円分の切手を保有しているものの、切手使用簿を使用せず、在庫確認を行っていない状況でした。公費により購入した切手については、使用状況を正しく記録し、現金と同様に適正に管理する必要があります。</p> <p>今後は切手使用簿を用いて管理し、定期的に複数人による確認を行い、残数を正確に把握する体制を構築してください。</p>	<p>切手使用簿を作成し、適正な管理を行っております。</p>